意見書案第 12 号

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和５年７月６日

大津市議会議長

竹　内　　基　二　　様

提　出　者　　佐　藤　　弘

改　田　勝　彦

中　田　一　子

森　脇　謙　一

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしには成り立たない。近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には、同条約の第 15 回目の締約国会議ＣＯＰ15 が開催され、2030 年までに生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブという新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が不可欠である。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取組を全省庁が協力して進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であると考える。

よって、国及び政府においては、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、以下のとおり地方自治体や地域のＮＧＯ・ＮＰＯ等への支援を強化することを求める。

記

１　生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して対策を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

２　30ｂｙ30 目標の達成へ地域への支援の強化

2030 年までに地球の陸と海の 30％を保全する 30ｂｙ30 の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域であるＯＥＣＭの認定を推進する等、地域との連携の下で取組を加速化すること。

３　環境教育の推進と国民の行動変容の促進

全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、ＮＧＯ・ＮＰＯ等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所

である学校・園庭ビオトープの普及を促進すること。

４　サーキュラーエコノミー政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素化の促進や生物多様性の保全と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高い。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和５年７月６日

大津市議会議長　　竹　内　　基　二

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣
新しい資本主義担当大臣
衆議院議長
参議院議長　　あて